

## 令和5年度入札・契約制度改善内容

### 【審議会諮問事項】

#### 1 「チャレンジ枠」の対象工事の拡大

土木一式工事のうち一般土木工事において、等級別発注標準の特例として設定している「チャレンジ枠」（直近上位の等級の対象工事の入札に参加可能とする特例）について、対象を土木一式工事全般（県内業者のみを対象とするものに限る。）に拡大する。

#### 《理由》

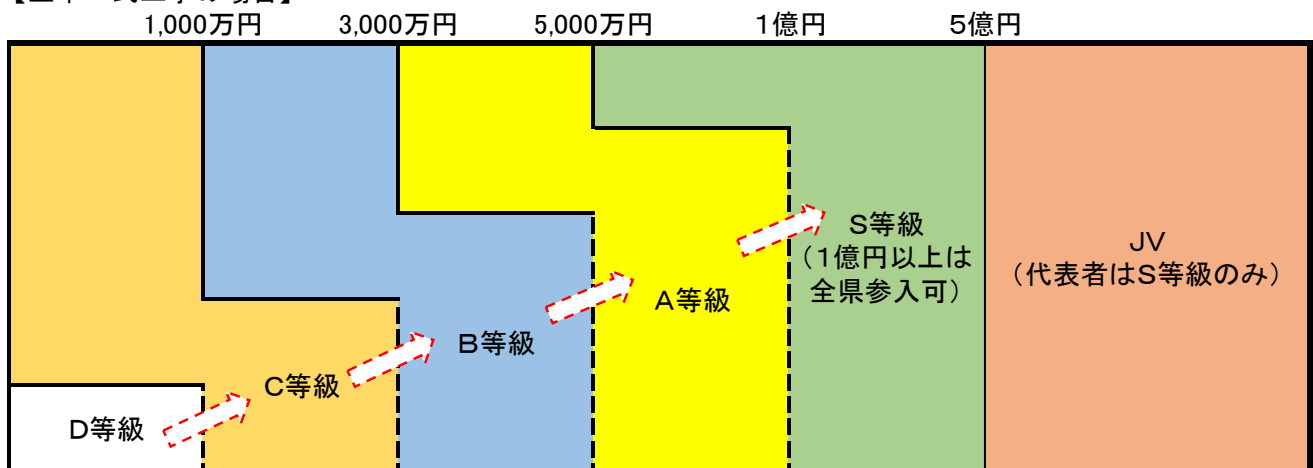
県内の「頑張る建設業者」が成長できる環境整備の一環として、より大規模かつ多様な工事の受注機会の確保を図ることで、下位等級業者の上位等級への昇格意欲をより一層高め、県発注工事における中長期的な競争性の向上を図るため。

#### 《適用時期》

令和5年6月以降に入札公告を行う工事から適用  
（対象工事は、工種や現場条件等により総合的に判断し、技術的難易度が低い工事などから発注者が選定（従前と同様））

[参考] 本県の等級別発注区分（R3.4.1～）

【土木一式工事の場合】



※破線は、チャレンジ枠により直近上位等級の対象工事の入札に参加できることを示す。

## 2 総合評価落札方式の見直し

### (1) 「施工計画型」の対象金額の見直し

施工計画型の対象金額を、現行の設計金額1億円以上（WTO対象工事等を除く。）から同2億円以上（同）に引き上げる。

**(現行)**

落札方式		対 象
総合評価落札方式	標準型	・WTO対象（予定価格22.8億円（R4.4.1~R6.3.31）以上）
	簡易型	<b>施工計画型</b> ・設計金額 <b>1億円</b> 以上 （※に掲げる工事を除く。）
		<b>実績確認型</b> ・土木一式：設計金額5,000万円以上 <b>1億円</b> 未満 ・建築一式：設計金額6,000万円以上 <b>1億円</b> 未満 ・その他：設計金額4,500万円以上 <b>1億円</b> 未満 （災害復旧工事を除く。） ・※に掲げる工事
		<b>簡易実績型</b> ・土木一式：設計金額1,000万円以上5,000万円未満 ・建築一式：設計金額1,500万円以上6,000万円未満 ・その他：設計金額1,000万円以上4,500万円未満 （災害復旧工事を除く。） （防災対策工事における下限額：設計金額3,000万円以上）
価格競争		・土木一式、その他：設計金額1,000万円未満 ・建築一式：設計金額1,500万円未満 （災害復旧工事：設計金額1億円未満 / 防災対策工事：設計金額3,000万円未満）

- ※：①設計金額**1億円**以上の在来工法による建築耐震改修工事  
 ②設計金額**1億円**以上の災害復旧工事  
 ③設計金額**1億円**以上の工事のうち、技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事



**(改正案)**

落札方式		対 象
総合評価落札方式	標準型	・WTO対象（予定価格22.8億円（R4.4.1~R6.3.31）以上）
	簡易型	<b>施工計画型</b> ・設計金額 <b>2億円</b> 以上 （ <b>災害復旧工事又は※</b> に掲げる工事を除く。）
		<b>実績確認型</b> ・土木一式：設計金額5,000万円以上 <b>2億円</b> 未満 ・建築一式：設計金額6,000万円以上 <b>2億円</b> 未満 ・その他：設計金額4,500万円以上 <b>2億円</b> 未満 ・設計金額 <b>1億円</b> 以上の <b>災害復旧工事及び※</b> に掲げる工事
		<b>簡易実績型</b> ・土木一式：設計金額1,000万円以上5,000万円未満 ・建築一式：設計金額1,500万円以上6,000万円未満 ・その他：設計金額1,000万円以上4,500万円未満 （災害復旧工事を除く。） （防災対策工事における下限額：設計金額3,000万円以上）
価格競争		・土木一式、その他：設計金額1,000万円未満 ・建築一式：設計金額1,500万円未満 （災害復旧工事：設計金額1億円未満 / 防災対策工事：設計金額3,000万円未満）

- ※：①設計金額**2億円**以上の在来工法による建築耐震改修工事  
 ②設計金額**2億円**以上の工事のうち、技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事

## 《理由》

S等級対象工事（設計金額1億円以上）の発注手続きにおいて、受発注者双方の事務負担を軽減することにより、事業の早期執行とS等級業者の受注機会の確保を図るため。

## 《適用時期》

令和5年6月以降に入札公告を行う工事から適用

### （参考）災害復旧工事に係る入札方式（見直し前後 [土木一式工事の例]）

#### ○現行

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		防災対策工事	左記以外	
		緊急度が極めて高い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事			
1億円以上	年間維持契約の活用 随意契約	随意契約	入札後審査型（実績確認型）	入札後審査型（施工計画型）	入札後審査型（施工計画型）	
1億円未満5千万円以上			指名競争入札	入札後審査型（実績確認型）	入札後審査型（実績確認型）	
5千万円未満3千万円以上				入札後審査型（簡易実績型）	入札後審査型（簡易実績型）	
3千万円未満1千万円以上				指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
1千万円未満						

#### ○見直し後

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		防災対策工事	左記以外	
		緊急度が極めて高い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事			
1億円以上	年間維持契約の活用 随意契約	随意契約	入札後審査型（実績確認型）	入札後審査型（施工計画型）	入札後審査型（施工計画型）	
1億円未満5千万円以上			指名競争入札	入札後審査型（実績確認型）	入札後審査型（実績確認型）	
5千万円未満3千万円以上				入札後審査型（簡易実績型）	入札後審査型（簡易実績型）	
3千万円未満1千万円以上				指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
1千万円未満						

（注）災害復旧工事については、設計金額により加算点の算定方式が異なる。

- ① 設計金額1～2億円未満：本則（通常の「実績確認型」に同じ）
- ② 設計金額2億円以上：特則（施工計画型における方式から「施工計画」に係る項目を除き算定）

## (2) 評価項目の見直し

### ① 「災害時の事業継続力」の評価対象の拡大

現在、土木一式工事のS等級及びA等級対象工事（施工計画型及び実績確認型）で評価している上記項目について、B等級対象工事（簡易実績型のうち、設計金額3千万円～5千万円）に拡大する。

【現行】

(3) 技術力の継続的な確保について

評価項目	評価内容	施工計画型		実績確認型		簡易実績型	
		選択	10	選択	10	選択	10
設備等施工体制	(例：工種が土木一式における一般土木の場合) 掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）の 所有の有無	選択	10	選択	10	選択	10
<b>災害時の事業継続力</b>	<b>災害時の事業継続計画(BCP)の認定の有無</b>	必須	5	必須	5		
県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画	必須	5	必須	5	必須	5
若手技術者等の育成	若手技術者等（35歳未満）の現場への配置	必須	5	必須	5		



【改正案】

(3) 技術力の継続的な確保について

評価項目	評価内容	施工計画型		実績確認型		簡易実績型	
		選択	10	選択	10	選択	10
設備等施工体制	(例：工種が土木一式における一般土木の場合) 掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）の 所有の有無	選択	10	選択	10	選択	10
<b>災害時の事業継続力</b>	<b>災害時の事業継続計画(BCP)の認定の有無</b>	必須	5	必須	5	<b>選択</b>	<b>5</b>
県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画	必須	5	必須	5	必須	5
若手技術者等の育成	若手技術者等（35歳未満）の現場への配置	必須	5	必須	5		

【簡易実績型（設計金額3,000万円～5,000万円に限る。）における評価内容・評価基準・配点（案）】

➤ 施工計画型、実績確認型に同じ（5点）

評価内容	評価基準	配点
災害時の事業継続計画(BCP) の認定の有無	四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP 等審査会の認定あり	5
	認定なし	0

#### 《理由》

令和3年度に、中小建設業者でも比較的取り組みやすくなるようBCP認定制度が見直されたことを受け、中堅のB等級業者を中心に同認定制度を定着させ、災害時においても地域建設業者の技術力の継続的な確保を図るため。

#### 《適用時期》

令和5年6月以降に入札公告を行う工事から適用

## ②「災害対応等の実績」の評価対象期間の見直し

災害対応等（災害協定に基づく応急対策業務・支援活動業務及び災害ボランティア活動）の実績について、評価対象期間を現行の「過去5か年度」から「過去2か年度」に縮減する。

### （現行）

〔工種が土木一式、建築一式及び舗装の場合〕

評価内容	評価基準	配点
過去5か年度	次の①～③までの全ての実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	15
	次の①～③までのいずれか2つの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10
	次の①～③までのいずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5
	上記以外	0

〔工種が管工事の場合〕

評価内容	評価基準	配点
過去5か年度	次の①、②いずれも実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	10
	次の①、②いずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	5
	上記以外	0



### （改正案）

〔工種が土木一式、建築一式及び舗装の場合〕

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度	次の①～③までの全ての実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	15
	次の①～③までのいずれか2つの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10
	次の①～③までのいずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5
	上記以外	0

※訓練パトロールの評価対象期間は変更なし（過去2か年度）

〔工種が管工事の場合〕

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度	次の①、②いずれも実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	10
	次の①、②いずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	5
	上記以外	0

### 《理由》

現行では、災害対応等の実績に係る評価対象期間が、年間維持工事をはじめ地域貢献活動等への参加実績に係る項目よりも長期となっているが、これによって、半ば一部業者の「持ち点」になっている傾向が見られ、より一層の公平性の確保と競争性の向上の観点から見直しの必要があるため。

### 《適用時期》

令和5年6月以降に入札公告を行う工事から適用

## 【審議会報告事項】

### 1 総合評価落札方式の見直し

#### ○ 評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組み」の廃止

施工計画型及び設計金額1億円以上の実績確認型（いずれも、県内業者の参加が見込まれるものに限る。）における評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組み」を廃止する。

(現行)

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択 30	/	/
	工程管理に係る技術的所見	選択 30		
	品質管理に係る技術的所見	選択 30		
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択 10	選択 10	選択 10
	工事成績評定点	必須 20	必須 20	/
	優良工事表彰歴	必須 10	必須 10	
	<b>ISOマネジメントシステム等の取組み</b>	<b>選択 5</b>		
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択 10	選択 10	選択 10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択 5	必須 5	必須 5
	継続学習（CPD）の取組み	必須 5	必須 5	必須 5
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択 10	選択 10	選択 10
	災害時の事業継続力	必須 5	必須 5	/
	県内下請業者の活用	必須 5	必須 5	
	若手技術者等の育成	必須 5	必須 5	
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須 15	必須 15	必須 15
地域貢献度	災害対応等の実績	必須 15	必須 15	必須 15
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須 5	必須 5	必須 5
	年間維持工事等の契約実績	選択 10	選択 10	選択 10
合計		<b>225</b>	130	90

[評価内容・評価基準・配点]

評価内容	評価基準	配点
県内事業所におけるISO9000シリーズ・14000シリーズ、エコアクション21の認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	5
	ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得	4
	ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	3
	エコアクション21のみを取得	2
	いずれも取得なし	0

(改正後)

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択 30	/	/
	工程管理に係る技術的所見	選択 30		
	品質管理に係る技術的所見	選択 30		
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択 10	選択 10	選択 10
	工事成績評定点	必須 20	必須 20	/
	優良工事表彰歴	必須 10	必須 10	
	<b>ISOマネジメントシステム等の取組み</b>	<b>選択 5</b>		
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択 10	選択 10	選択 10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択 5	必須 5	必須 5
	継続学習（CPD）の取組み	必須 5	必須 5	必須 5
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択 10	選択 10	選択 10
	災害時の事業継続力	必須 5	必須 5	/
	県内下請業者の活用	必須 5	必須 5	
	若手技術者等の育成	必須 5	必須 5	
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須 15	必須 15	必須 15
地域貢献度	災害対応等の実績	必須 15	必須 15	必須 15
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須 5	必須 5	必須 5
	年間維持工事等の契約実績	選択 10	選択 10	選択 10
合計		<b>220</b>	130	90

項目廃止（5点→0点）

## 《理由》

県内建設業界において、ISOマネジメントシステムの理念が普及・浸透したと認められる中、新たな重要課題（担い手確保、生産性向上など）に即応した評価項目を設定し、これらの取組みを促進するため。

なお、これに伴い、県の等級別格付けの際に結果を活用している経営事項審査（建設業法第27条の23）との重複評価の解消が図られることになる。

## 《廃止時期》


令和6年度制度改善項目の適用時期（目標）

（ 認証の取得・更新に当たって建設業者が相当な負担をしていることを考慮し、一定の周知期間を設定する必要があるため、令和6年度制度改善時を目標に当項目を廃止する。

なお、並行して県内建設業界の重要課題に即応した評価項目の設定を検討する。

### （参考）総合評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組み」[S等級・土木一式]

設計金額	発注区分	総合評価（現行）	総合評価（見直し後）
2億円～	S等級	施工計画型 (ISO評価あり)	施工計画型 (ISO評価あり)
1億～2億円			実績確認型 (ISO評価なし)
5千万円 ～1億円	A等級	実績確認型 (ISO評価なし)	実績確認型 (ISO評価なし)



令和6年度制度改善時に適用廃止（目標）

今回の見直しを契機に、ISO関連の評価対象工事を段階的に縮減



## 2 工事請負契約約款等の一部改正

### (1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出義務付け [工事]

県発注工事の受注者に対し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成の上、発注者への提出を義務付ける。(H29.7.25 中央建設業審議会(中建審) 勧告)

#### 《理由》

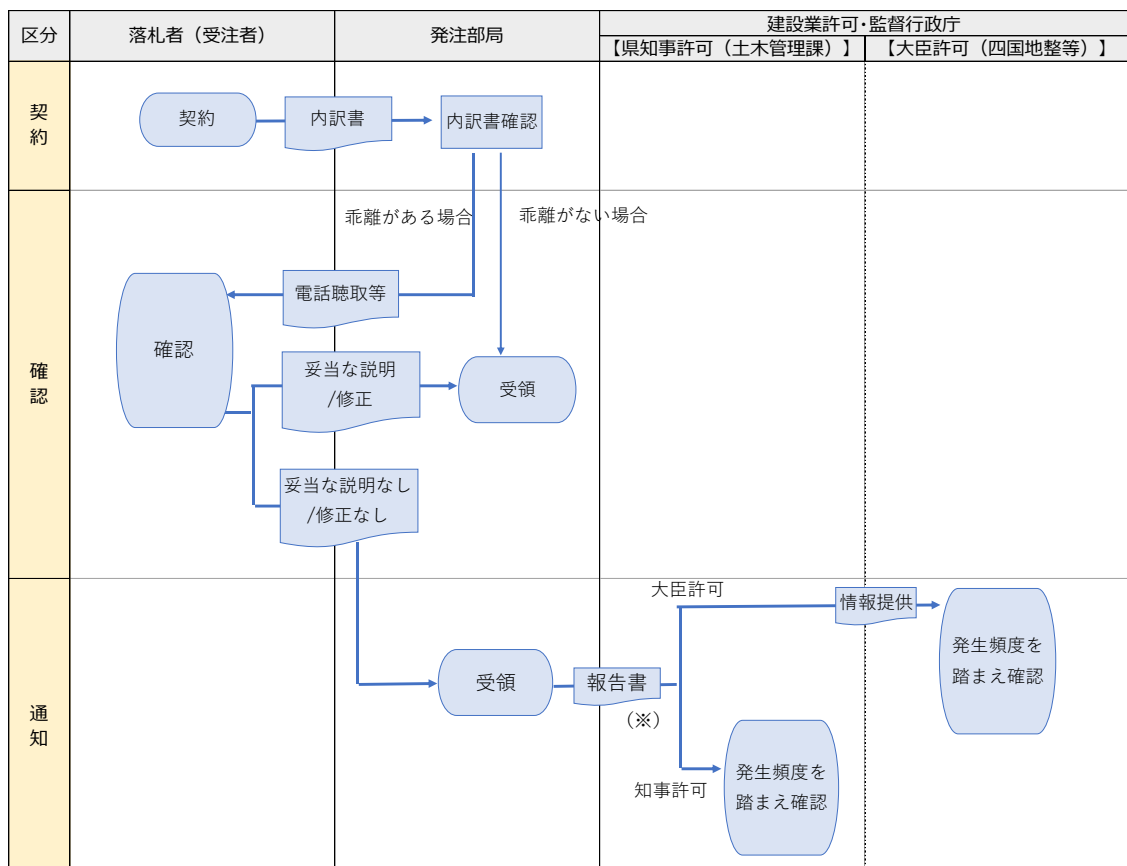
建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に至る全ての段階において、社会保険の加入に必要な法定福利費の適切な見積り及び支払いを促すため。

#### 《適用時期》

令和5年6月以降に契約を締結する工事から適用(予定)

### ○ 「法定福利費を明示した請負代金内訳書」提出義務付けの概要

- 義務付けの対象 : 契約書を作成する全ての県発注工事
- 内訳書の提出期限 : 契約締結後14日以内
- 内訳書の内容確認の方法 : 発注部局において、法定福利費概算額(A)<sup>(※)</sup>と、内訳書に記載の法定福利費の額(内訳書記載額)(B)を照合  
(※) 法定福利費概算額(A) = 予定価格 × 該当工種の法定福利費の率
- 記載内容の適否に係る基準 : 「内訳書記載額(B) ≥ 法定福利費概算額(A) × 1/2」となること
- 事務手続フロー ; 下図のとおり



(※) 建設業許可・監督行政庁への報告と同時に、行政管理室へも情報提供

## (2) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事において不可抗力により発生した損害に係る費用負担 [工事]

県発注の災害応急対策又は災害復旧に関する工事<sup>(注)</sup>の施工中に発生した2次災害(不可抗力)による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、受注者負担(現行:請負代金額の1/100)を免除し全額発注者負担とする。(R4.5.18 中建審勧告)

(注)「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容(想定)

- ① 災害復旧事業(関連事業等を含む。)の対象工事
- ② 発災直後の応急対策(災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事、又は年間維持工事等の範囲内で指示を受けて対応する工事)

### 《理由》

災害が頻発化・激甚化する近年において、地域の守り手である建設業者が安心して災害復旧工事等を受注することのできる環境を整え、災害復旧を円滑に進めるため。

### 《適用時期》

令和5年6月以降に契約を締結する工事から適用(予定)

(注)適用日前に締結した工事のうち、適用日以降に工期末日が到来するものについては、適用日までに変更契約を締結し適用

### 公共工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改正

国土交通省  
令和4年5月18日: 中建審決定・勧告  
令和5年4月1日: 施行

建設産業は、災害時には、復旧工事等、最前線で地域の守り手としての役割が求められている。災害が頻発化・激甚化する近年において、地域の建設企業が安心して災害復旧工事を受注することのできる環境を整え、災害復旧を円滑に進めるため、**2次災害による損害発生時の受注者負担をゼロとし、全額発注者負担に。**

改正前

- 民法の原則では、不可抗力による損害は全額受注者負担。
- 公共約款においては、民法の考え方を転換し、受注者が請負代金額の1/100を負担し、残りを発注者が負担する旨規定。

民法の原則: 3億円(受注者負担) / 損害の合計額 3億円 / 100% 請負代金額 100億円  
公共約款: 1億円(受注者負担) / 2億円(発注者負担) / 1% 受注者負担 / 99% 発注者負担

【災害復旧工事中に不可抗力により被災した事例】

災害復旧工事中に台風により被災し、直線の水没等が発生(受注者負担額約980万円)

災害復旧工事中に豪雨により被災し、コンクリートブロックの崩壊等が発生(受注者負担額約320万円)

課題

- 災害復旧工事は2次災害など工事自体に一定のリスクが存在するが、緊急性が高く、リスクが高い中でも施工する必要。
- 受注者は24時間体制での対応が求められることや、人材・資機材の確保が平時に比べ困難であることなどから負担が大きい。

⇒このような中、引き続き受注者に1%負担を求めた場合、**災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねないだけでなく、「地域の守り手」としての建設業の存続にも支障をきたす可能性。**

- 発注者側としても、災害復旧工事を受注しやすい環境の整備・建設業の持続可能性の確保が必要。

改正内容

- 「災害応急対策又は災害復旧に関する工事(※)」中の**2次災害(不可抗力)**による損害については、**受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1/100の受注者負担を求めないこととする。**

(※)「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容(対象工事として以下を想定)

1. 災害復旧事業(関連事業等を含む。)の対象工事
2. 発災直後の応急対策(災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事や、維持管理契約内で指示を受けて対応する工事)

[出典: 中央建設業審議会 (R4.6.21) 配付資料(抜粋)]

### (3) 保証事業会社が行う履行保証保険契約及び前払金保証契約の電子化への対応 [工事・業務]

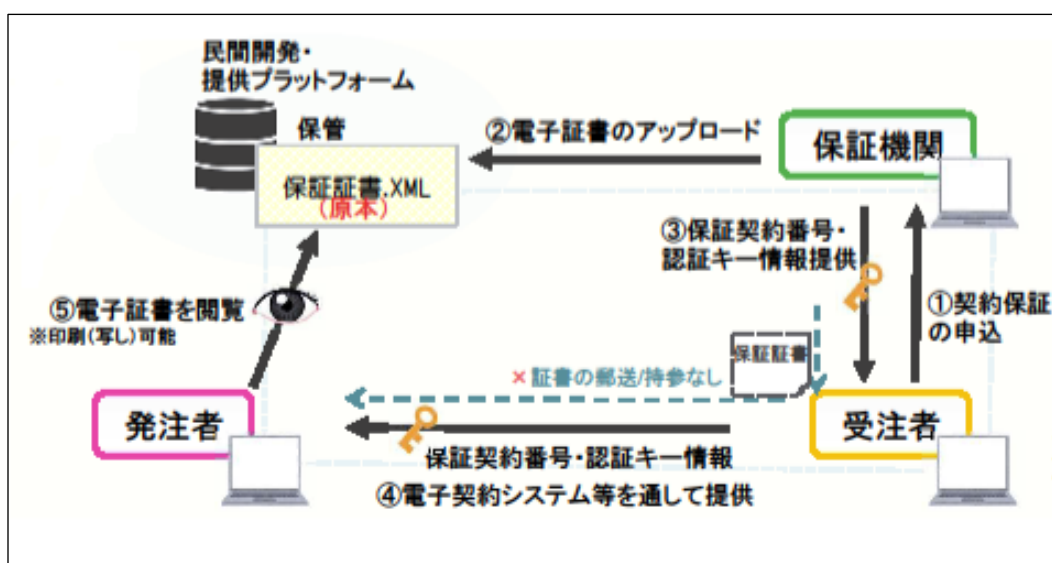
県発注工事等の受注者が発注者に書面で寄託している履行保証保険契約証書及び前払金保証契約証書（いずれも、保証事業会社との契約に係るものに限る。）について、当該契約番号及び認証キーを発注者に電磁的方法により通知した場合にあっては、当該保険・保証契約証書を発注者に寄託したものとみなす。（R4. 3. 14 中建審勧告）

#### 《理由》

受発注者双方における契約手続きの効率化、利便性の向上を図るため。

#### 《適用時期》

時期未定（令和5年度中の適用開始（目標））



[出典：中央建設業審議会（R4. 3. 14）配付資料（抜粋）・一部改変]

#### 《参考》令和4年度中に対応済みの項目（R4. 6. 21 中建審勧告）

##### ○ 暴力団排除条項の対象拡大 [工事・業務]

受注者の役員等（役員、支店又は営業所の代表者）が暴力団員である場合や、役員等が暴力団に便宜供与等を行った場合に加え、役員等や経営への実質的関与者（顧問、株主等）が、不正利得を意図して暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき等にも、発注者が直ちに契約解除可能である旨を規定したもの

##### ○ 契約書・仕様書への建設発生土の搬出先の明示 [工事]

盛土崩壊による土石流災害（令和3年7月・静岡県熱海市）等を発端とする盛土規制法の施行と併せて、資源有効利用促進法に基づき、次の事項の実施が求められることとなったため、これらの旨を工事請負契約約款においても明示

- ① 発注者が各契約の特記仕様書において建設発生土の搬出先を明確化すること
- ② 受注者が再生資源利用促進計画等（着工時）及び再生資源利用促進実施書等（工事完了時）を作成し発注者に提出すること

### 3 年間維持工事等に配置される現場代理人に関する常駐義務の緩和

年間維持工事及び冬期路面对策工事（以下「年間維持工事等」という。）と別工事との現場間の距離が、いずれも最短 30 分以内<sup>(注)</sup>又は同一建設部・土木事務所管内の範囲内である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等 1 件までは、兼任件数に含めないことができるものとする。（ただし、別工事が本県発注工事以外のものである場合、該当する発注機関の承諾が必要）（注）1つの工事に現場が複数ある場合も同様

#### 《理由》

「地域の守り手」である建設業者の、年間維持工事等への従事・参画を一層促進するとともに、通常の県発注工事の入札における各建設業者の応札意欲を喚起し、競争性の更なる向上を図るため。

兼任件数に含めない年間維持工事等の件数、別工事との現場間の距離等については、本緩和措置導入後の運用状況を検証の上、建設業界における担い手確保対策や従事する技術者等の働き方改革、緊急時の現場監理への支障の有無などの観点から総合的に勘案し、更なる条件緩和の可否を検討

#### 《適用時期》

令和 5 年 4 月 1 日から適用

## 4 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の継続

### (1) 主任技術者の兼任要件の緩和（建設業法施行令第27条第2項の取扱い）【継続】

※建設業法に基づき専任を要する4,000万円（建築8,000万円）以上の工事  
工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する2件の工事については兼任を認める。（平成26年2月3日付け国土交通省通知参照）

### (2) 現場代理人に係る緩和【拡充・継続】

#### ① 常駐義務の緩和

全ての工事がア又はイいずれか（同時適用は不可）の要件に該当する場合、現場代理人の兼任を認める。ただし、本県発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

なお、年間維持工事等と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内<sup>(注)</sup>又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができるものとする。（報告事項3のとおり）

（注）1つの工事に現場が複数ある場合も同様

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 設計金額

4,000万円未満（建築8,000万円）

(イ) 件数

3件以内（県工事以外の工事と兼任する場合は2件まで）

(ウ) 現場間の距離

最短30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

#### ② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。（本則：3か月以上）

### (3) 入札者数の取扱いの緩和 【継続】

全ての入札（工事及び業務委託）について、1者応札を有効とする。

### (4) 相指名業者への下請制限の緩和 【継続】

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認する。

#### 《理由》

公共投資予算の増大（国土強靱化5か年計画加速化対策等）に伴い、建設業者の手持ち工事量の増加や技術者等の不足が続くことが見込まれるため。

#### 《適用時期》

令和5年4月1日から適用